

会 員 各 位

(一社) 日本舶用機関整備協会  
会長 浅田 栄一

## 優良舶用機関整備士表彰のご案内

拝啓 会員皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会が設立されてから20年余が経過いたしました。設立後間もなく舶用機関整備士の資格検定事業を開始していますが、第一回目の資格検定により1級整備士資格を取得し、以来、今日まで継続して整備技術者としてご活躍されている方が少なからずおられます。

今般、このように永年勤続されている優秀な従業員の方々に対してその労に報い、これを激励するとともに意欲の高揚を図り、もって整備技術者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的に、優良舶用機関整備士に対する表彰を設けることとしました。

事業主の皆様におかれましては、是非、貴企業従業員の方をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

敬具

### 表彰区分

優良舶用機関整備士

### 表彰基準

会員事業所に勤務し、次の条件に合致している者で、事業主が推薦する者としてします。

- ① 1級舶用機関整備士として船用機関の整備業務に従事した期間が20年を超える者
- ② 50歳以上の整備技術者
- ③ 成績優秀な者

### 推薦方法

被表彰者の推薦の申し込みは次のとおりとします。

- ① [別添推薦書](#)を協会事務局まで提出する
- ② 推薦締切日は原則、当該表彰年の3月31日（平成30年3月31日）

### 被表彰者の選考について

被表彰者の選考にあたっては、当協会理事会への付議決定とし、選考の結果については事務所にご連絡します。

### 表彰方法

会長名による表彰状を贈呈するとともに会誌に掲載し広く会員に周知します。

表彰の時期及び場所については、原則として被表彰者の対象の所属する支部において支部長より授与することとします。

## 表彰規程

第1条 一般社団法人日本舶用機関整備協会（以下「協会」という。）の会務等に功績のあった者（団体を含む。以下同じ）、会員企業の社員等に対する表彰については、この規程の定めるところによる。

第2条 協会の会務等に功績のあった者に対する表彰は、協会の運営に尽力し、若しくはその業務に貢献又は協力した者で、その功績が顕著であったものについて行う。

第3条 会員企業の社員等に対する表彰は、協会の事業に関連のある業務に関して顕著な功績又は他の模範となる業績を有する者について行う。

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与し、又は感謝状を贈呈すること等により行う。

第5条 前条の表彰には、副賞として記念品若しくは賞金を加授し、又は贈呈することができる。

第6条 表彰に関する選考基準、手続等については、別に会長が定める。

### 表彰規程の運用について

平成28年10月19日

表彰規程（規程第19号）第6条に基づき、次のように基準を定める。

#### 1. 表彰の対象者

協会の事業に関連のある業務に関して顕著な功績又は他の模範となる業績を有する者について行うこととし、「優良舶用機関整備士」の称号を与える。

#### 2. 表彰基準

- ① 50歳以上の整備技術者であって、
- ② 1級舶用機関整備士として舶用機関の整備関係業務に従事した機関が20年を超え、
- ③ 成績優秀な者

注記：「成績優秀な者」は推薦者（「3. 表彰の推薦」参照）の判断による。

経営者等を含むが、整備に関する実務に従事している者に限る。

#### 3. 表彰の推薦

表彰の推薦は、事業主又は当会指定代表者が行う。但し、候補者が事業主の場合には支部長が行うことができる。

#### 4. 表彰の決定

事業主から推薦された者につき理事会において選考の上決定する。

#### 5. 表彰

- ① 表彰は、原則、受賞者が所属する支部において、支部長が授与する。
- ② 記念品は添えない。

## 表彰候補者推薦書

平成 年 月 日

(推薦者)

所在地

会社名

代表者氏名

表彰候補者氏名（フリガナ付）生年月日		所属及び職名
（ ） 昭和 年 月 日生		
職歴	年 月 入社 年 月～ 年 月～ 年 月～ 年 月～ 年 月～ 年 月～ 年 月～ 年 月～ 至 現 在 （平成 年：1級船舶機関整備士資格取得）	
参考となる事項	※ 功績内容、その他素行、勤務振りなど参考となる事項を、200字以内でご記入願います。	
担当者氏名、所属		
電話番号、Eメール		